

1 行動計画の策定

国は、平成 21 年の新型コロナウイルス発生を契機に、平成 24 年に新型コロナウイルス等対策特別措置法(特措法)を制定し、新型コロナウイルス等の発生に備え、政府行動計画を策定。
今般、新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、幅広い感染症による危機に対し、より万全な対策の充実を図るため、市行動計画(平成 26 年 7 月策定)を改定するもの。

2 計画の位置付け

【参考】
特措法第8条の規定に基づく法定計画
感染症予防計画と整合性を図りながら、青森県行動計画に即して策定
<目的（現行計画から変更なし）>
○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
○ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

法律	新型コロナウイルス等対策特別措置法(特措法)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)
国	政府行動計画 (令和 6 年 7 月改定)	基本的な指針改正 (令和 6 年 4 月 1 日適用)
県	青森県行動計画 (令和 7 年 4 月改定)	青森県感染症予防計画 (令和 6 年 3 月策定)
市	青森市行動計画 (令和 8 年 3 月改定予定)	青森市感染症予防計画 (令和 6 年 3 月策定)

↑ 整合性を確保 ↓

3 計画改定の概要

目的を達成するための戦略を実現する対策を拡充 ※下線：項目の分割・新設により拡充

(1) 対象疾患の拡大 ～ 幅広い感染症に対応 ～

	現計画	改定後計画
対象疾患	新型コロナウイルスがメイン	・新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス、再興型インフルエンザ、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> 、 <u>再興型新型コロナウイルス感染症</u>) ・ <u>指定感染症(症状の程度が重篤で、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの)</u> ・新感染症

(2) 準備期の取組を充実 ～ 発生段階を対策段階に変更 ～

	現計画	改定後計画
時期区分	<発生段階> ・未発生期 ・海外発生期 ・国内発生期 ・国内感染期 ・小康期	<対策段階> ・準備期(新型コロナウイルス等が発生する前の段階) ・初動期(国内で発生した場合を含め世界で新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階) ・対応期(封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

(3) 対策項目の拡充 ～ 7項目から12項目に拡充、対策項目に共通する4つの横断的視点(①人材育成、②国と県及び市町村との連携、③DXの推進、④研究開発への協力) ～

	現計画	改定後計画	内容
対策項目	①実施体制	①実施体制	平時からの関係機関における緊密な連携体制の維持、人材の確保・育成や実践的な訓練等の実施
	②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析	効率的な情報収集・DXを用いた分析や提供の体制の整備、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保
		③サーベイランス	平時からのサーベイランス体制の構築やシステムの整備、リスク評価の実施
		④情報提供・共有	④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
	④まん延防止に関する措置	⑤まん延防止	リスク評価に基づくまん延防止対策(周知広報、患者や濃厚接触者への対応等)の実施
	⑤予防接種	⑥ <u>ワクチン</u>	国の方針を踏まえた接種体制の構築や、実施方法の構築やワクチンの安全性などの予防接種に係る情報提供
	⑥医療	⑦医療	相談センターの整備、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制の整備、協定に基づく医療提供体制の確保等
		⑧ <u>治療薬・治療法</u>	国が主導する治療薬・治療法の研究開発への協力
		⑨ <u>検査</u>	検査体制の整備やリスク評価を踏まえた検査体制の切替え
		⑩ <u>保健</u>	保健所における平時からの人材育成と有事に備えた体制整備。積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、健康観察等の実施
	⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	⑪ <u>物資</u>	平時からの感染症対策物資等の備蓄。緊急時における物資等の供給に関する相互協力の実施
		⑫市民生活及び地域経済の安定の確保	事業者や市民に対する衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄の勧奨、有事における心身への影響に関する施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策等)や生活支援(見回り、介護、訪問診療等)を要する者や教育に関する支援等の実施